

市 税

よくある質問Q&A

(令和4年8月)



栗原市

《目 次》

I 個人市民税に関するQ & A

- | | | |
|------|-----------------------------|------|
| Q 1 | 去年は収入がなかったのですが、市民税の申告は必要ですか | P 3 |
| Q 2 | 市民税の申告をしないとどうなりますか | P 4 |
| Q 3 | 市民税が課税される所得はいくらからですか | P 5 |
| Q 4 | 市民税の均等割が高くなったのはなぜ | P 6 |
| Q 5 | 収入がいくらまでなら夫や妻（配偶者）の扶養に入れますか | P 7 |
| Q 6 | 市外に転出した場合、市民税はどうなりますか | P 8 |
| Q 7 | 海外に転出した場合、市民税はどうなりますか | P 9 |
| Q 8 | 今年亡くなった家族の市民税納付書が届いたのですが | P 10 |
| Q 9 | 市民税が高くなったのはどうしてか | P 11 |
| Q 10 | 市民税が非課税の場合は、何か通知がありますか | P 12 |
| Q 11 | 給与特別徴収と普通徴収が両方で課税されたのはなぜ | P 13 |
| Q 12 | 申し込みしていないのに年金天引きされたのはなぜ | P 14 |
| Q 13 | いま収入が少ない（ない）のに、なぜ課税されるの | P 15 |

II 法人市民税に関するQ & A

- | | | |
|------|-----------------------------|------|
| Q 14 | 新たに法人を設立した場合、どのような手続きが必要ですか | P 16 |
| Q 15 | 法人市民税の申告時期はいつになりますか | P 17 |
| Q 16 | 赤字となったのですが、法人市民税の申告は必要ですか | P 18 |
| Q 17 | 中間申告と予定申告の違いを教えてください | P 19 |
| Q 18 | 収益事業とは何ですか | P 20 |

III 固定資産税に関するQ & A

- | | | |
|------|-----------------------|------|
| Q 19 | 固定資産の評価替えとは何ですか | P 21 |
| Q 20 | 年度の途中で資産を売買したとき固定資産税は | P 22 |
| Q 21 | 住宅を取り壊したり新築したとき固定資産税は | P 23 |
| Q 22 | 共有資産を持分ごとに課税できないでしょうか | P 24 |
| Q 23 | 住所を変更したのですが連絡は必要ですか | P 25 |

IV 軽自動車税に関するQ & A

Q24	昨年廃車（解体）したのに納付書が届いた	P 26
Q25	使っていない車の納付書が届いた	P 27
Q26	栗原市に転入したのに前の市町村から納付書が届いた	P 28
Q27	身体障害者手帳を持っているが、軽自動車税の減免は	P 29
Q28	年度途中で軽自動車を登録、廃車等をしたときの税金は	P 30
Q29	軽自動車の税金が高くなったのはなぜ	P 31
Q30	古い軽自動車の税金が高くなるってどういうこと	P 32
Q31	車を買ったが、グリーン化特例（軽減税率）は適用されるか	P 33

V 国民健康保険税に関するQ & A

Q32	国民健康保険は必ず入らないといけないのですか	P 34
Q33	税額が以前よりも高くなったのはなぜですか	P 35
Q34	国民健康保険税はどのように計算されますか	P 36
Q35	国民健康保険に加入していないのに納付書が届いた	P 37
Q36	会社都合で離職した場合、税の軽減を受けられますか	P 38
Q37	社会保険に加入したのに国民健康保険税の納付書が届いた	P 39
Q38	年金を受給しているのですが、納付方法が変わるのですか	P 40

VI 納税に関するQ & A

Q39	市税はどこで納付できますか	P 41
Q40	納付書をなくしたが、どうすればいいですか	P 42
Q41	納期限を過ぎても納付できますか	P 43
Q42	市税の口座振替について知りたい	P 44
Q43	市税を納期限内に納められなかった場合どうなりますか	P 45

I 個人市民税に関するQ & A

Q 1 昨年は収入がなかったのですが、市民税の申告は必要ですか

A 1 申告する年の1月1日時点で栗原市に住所のある方は、収入の有無にかかわらず前年中の収入状況を申告していただく必要があります。

ただし、次の方は市民税申告の必要はありません。

1. 所得税（国税）の確定申告（還付申告を含む）をされる方
2. 給与所得者で給与支払報告書が勤務先から市役所に提出され、かつ給与所得以外の所得のない方（年末調整が済んでいる給与収入のみの方）
3. 公的年金のみの方（ただし、扶養、社会保険料、医療費、生命保険料、その他の控除を受けようとする方は申告をしてください。）

Q 2 市民税の申告をしないとどうなりますか

A 2 市民税申告は、市民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を決定する資料となるばかりでなく、保育所の入所、各種公営住宅の入居及び金融機関への申し込み、その他種々の申請の際に必要となる「所得証明書」や「課税証明書」などの“もと”になります。申告がお済みでない場合には、証明書の発行を窓口で申請いただきましても、即日の発行はできません。

申告の趣旨をご理解いただき、期限内の申告にご協力をお願いいたします。

Q 3 市民税が課税される所得はいくらからですか

A 3 年間の所得が 38 万円を超えると均等割が一律 6,200 円（市・県民税として賦課・徴収している、市民税分 3,500 円・県民税分 2,700 円）、45 万円を超えると所得割（所得額によって変動）が課税されます。

例えば、勤務先から給与の支払いを受けている方であれば、給与収入 93 万円（給与所得 38 万円）を超えると均等割、給与収入が 100 万円（給与所得 45 万円）を超えると所得割が課税されます。

なお、均等割と所得割は、扶養親族の有無や人数によって課税される所得が変わりますので、次の表をご参照ください。

均等割・所得割の判定額(金額は所得)		
扶養人数	均等割	所得割
0 人	38 万円	45 万円
1 人	82 万 8 千円	112 万円
2 人	110 万 8 千円	147 万円
3 人	138 万 8 千円	182 万円
4 人	166 万 8 千円	217 万円
判定額 算出式	28 万円×(人数+1)+10 万円 ※+16 万 8 千円	35 万円×(人数+1)+10 万円 ※+32 万円

○表の見方…扶養人数が 1 人であれば、均等割は 82 万 8 千円、所得割は 112 万円を超えなければ市民税・県民税は課税されません。

なお、ここでいう扶養人数には控除対象配偶者を含みます。

※ 判定額算出式に示す均等割+16 万 8 千円・所得割+32 万円は、扶養者がいる場合のみ加算となります。

Q 4 市民税の均等割が高くなったのはなぜ

A 4 市民税の均等割額は3,500円となっています。

(実際に納めていただく額は、県民税の均等割額2,700円を合計しますので、6,200円となります。)

平成26年度から均等割額が増額となっていますが、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、復興施策に必要な財源を確保するための震災復興増税が導入されたことによるものです。(市民税500円と県民税500円で、合計1,000円が増額となっています。)

期間については平成26年度から10年間となっています。

なお、市民税のほかみやぎ環境税(※)を含めた県民税との合計額については、次の表をご参照ください。

市民税・県民税 各年度の合計額

均 等 割	H 2 3 ~ H 2 5	H 2 6 ~ R 5	R 6 ~
市 民 税	3,000 円	3,500 円	3,000 円
県 民 税	1,000 円	1,500 円	1,000 円
※みやぎ環境税	1,200 円	1,200 円	1,200 円
森林環境税			1,000 円
合 計	5,200 円	6,200 円	6,200 円

※ **みやぎ環境税**は、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくため様々な環境施策を展開し、環境問題に対応する環境施策に充当する財源として、平成23年4月に導入されました。期間については平成23年度から10年間となっています。

(宮城県県税条例の改正により、令和3年度から5年間延長となりました。)

※ **森林環境税**は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。

Q5 収入がいくらまでなら夫や妻（配偶者）の扶養に入れますか

A5 パート（アルバイト）による給与収入が年間103万円（所得額で48万円）を超えなければ、夫や妻の扶養として配偶者控除を受けることができます。103万円を超えると扶養に入れることはできませんが、給与収入が201万5千円未満であれば、その所得金額に応じて夫や妻は配偶者特別控除を受けることができますので、次の表をご参照ください。

ご自身にかかる税金についてはQ3をご参照ください。

配偶者特別控除額の早見表（給与収入額ではなく、所得額です）

令和元年度（平成30年分所得）から令和2年度（令和元年所得）まで

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	38万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

令和3年度（令和2年分所得）から

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

Q 6 市外に転出した場合、市民税はどうなりますか

A 6 市民税は、地方税法で賦課期日が定められており、1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。1月1日以降に市外に転出された場合、その年分の市民税は栗原市に納めていただくことになります。反対に市外から、その年中に栗原市に転入されても栗原市では課税せず、その年の1月1日現在に住所のあった市町村に市町村民税を納めていただくことになります。月割計算にはなりません。

Q 7 海外に転出した場合、市民税はどうなりますか

A 7 市民税は、地方税法で賦課期日が定められており、1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。1月1日以降に海外に転出された場合、その年分の市民税は栗原市に納めていただくことになります。海外へ転出する前に納税通知書を受け取れない場合や完納できない場合は、「納税管理人」を設定してください。

Q 8 今年亡くなった家族の市民税納付書が届いたのですが

A 8 市民税は、地方税法で賦課期日が決められており、1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。そのため、その年の1月2日以降に亡くなった方に対しては、前年中の所得に基づいて、その年度の税額が決定されますので、市民税は納めていただくことになります。亡くなられた方の市民税に関しては、相続される方が納税義務を引き継ぐことになり、ご家族の方などに納税通知書をお送りすることになります。（相続放棄をされている方は除きます。）

また、前年中及びその年1月1日に亡くなった方は、賦課期日に住所がありませんので、市民税は課税されません。

Q9 市民税が高くなったのはどうしてか

A9 市民税は前年中の所得に応じて課税されます。（例えば、令和4年度の税額は令和3年1月1日～令和3年12月31日までの所得で計算されます。）

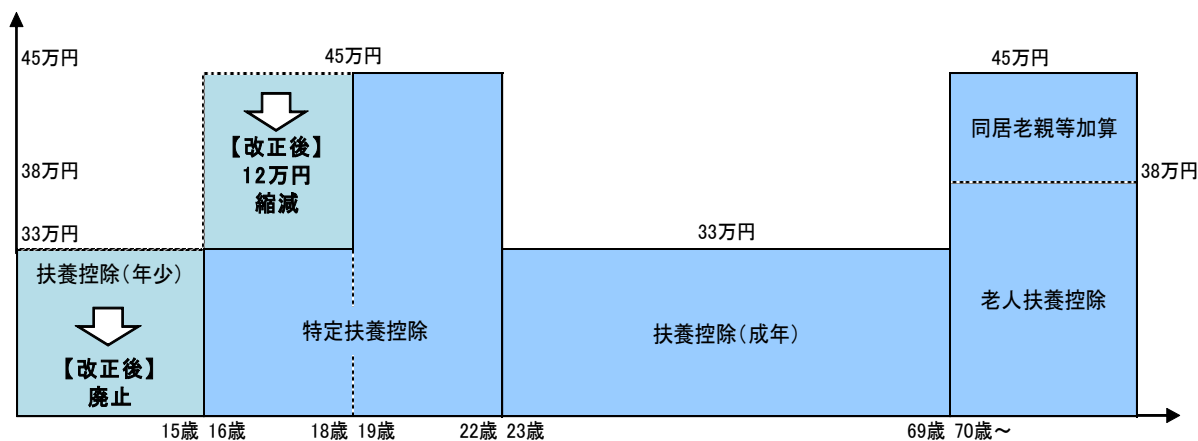
前々年の所得と前年の所得を比較して増額があった場合や**控除額**（※）（所得控除・税額控除）が減額になった場合には市民税の税額も増額となります。

また、税制改正により平成24年度から19歳未満の扶養控除が変わっております。具体的には16歳未満の扶養控除と、16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ分が廃止となっています。

なお、16歳未満の扶養親族に対する控除額はなくなりましたが、Q3の「所得割・均等割の判定」の際の扶養人数としては数えることができます。

※ **控除額**には、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、ひとり親・寡婦控除、障害者控除、配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）などがあります。

【参考】平成24年度扶養控除の改正点



Q10 市民税が非課税の場合は、何か通知がありますか

A10 市民税（県民税）が非課税の場合でも通知書を送付される方とされない方がいます。

【通知書を送付される方】

市民税（県民税）を給与からの天引き（給与特別徴収）で納める手続きが済んでいる方には、非課税であっても、栗原市から勤務先の事業所に税額の通知書を送付します。事業所から本人へ渡されます。

【通知書を送付されない方】

市民税（県民税）を納付書や口座振替等によってご自身で納める方（普通徴収）や公的年金から天引き（年金特別徴収）で納める方には、非課税の場合は、通知書は送付されません。

Q11 給与特別徴収と普通徴収が両方で課税されたのはなぜ

A11 まず、二重課税ではありません。

市民税の納め方は3つの方法（給与特別徴収・年金特別徴収・普通徴収）があります。（年金特別徴収は次のQ12をご参照ください）

確定申告書を提出する際、給与と年金以外（その年の4月1日時点で65歳未満の方は給与以外）の所得に係る住民税を「自分で納付」を選択すると、給与所得分の税額は給与天引きに、それ以外の所得に係る税額は普通徴収に分けて納めていただくこととなります。

- ・ 給与特別徴収 … 給与天引き
- ・ 年金特別徴収 … 年金天引き
- ・ 普通徴収 … 自分で納付（納付書・口座振替）

Q12 申し込みしていないのに年金天引きされたのはなぜ

A12 ご本人からの申込みによるものではなく、要件に当てはまると天引きによる納付方法が優先されます。

平成21年10月から市・県民税の公的年金からの特別徴収（天引き）が開始されています。

【要件】

- ① その年の4月1日現在で65歳以上であること。
- ② 介護保険料が年金天引きされていること。
- ③ 天引きされる市・県民税が老齢基礎年金の額を超えていないこと。

なお、年金天引きは普通徴収（納付書・口座振替）に変更することができません。

※ 公的年金等に係る所得に係る個人住民税については、年金から「特別徴収の方法によって徴収するものとする」とされており、徴収方法を選択することはできないこととなっております（地方税法第321条の7の2）。

年金天引きされる市・県民税は年金所得にかかる税額のみとなりますので、残りの税額は給与特別徴収（給与天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）による納付をお願いいたします。同じ年度で納付方法が最大3つの方法となる場合があります。

● 年金天引きの納め方

（初年度の方）

	普通徴収（納付書・口座振替）		年金特別徴収（天引き）		
納期・支給月	第1期（6月）	第2期（8月）	10月	12月	2月
徴収税額	対象年税額の1/4ずつ		年税額の1/6ずつ		

↑10月から天引きが始まります。

（翌年度以降の方）

	年金特別徴収（天引き）					
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年の対象年税額の1/6ずつ			（年税額－8月までの天引き額）の1/3ずつ		

Q13 いま収入が少ない（ない）のに、なぜ課税されるの

A13 市民税は前年の収入などの状況をもとに計算します。そのため、現在の収入額とは関係していません。

● 所得税（国税）の場合

お勤めの方の場合、所得税は、毎月の給与の金額に応じてあらかじめ給与から引かれます（源泉徴収）。

その後、納めるべき税額を精算するため、年末調整や確定申告を行うことで過不足がないようにします。

● 市民税の場合

年末調整や確定申告などの内容をもとに、翌年に納付いただくこととなります。

【所得税の場合】



【市民税（県民税）の場合】

※ 納付方法により、納付月や回数が異なります。

給与特別徴収の方は、6月から翌年5月までの12回

年金特別徴収の方は、4月から翌年2月までの年金支給月の6回

普通徴収の方は、6月・8月・10月・12月の4回

Ⅱ 法人市民税に関するQ & A

Q14 新たに法人を設立した場合、どのような手続きが必要ですか

A14 法人の設立・廃止・異動の事由ごとに以下のとおり届出をお願いいたします。届出については、窓口にお持ちいただくか郵送でお願いいたします。

1. 法人の設立の届けの場合

税務課まで「法人等設立（廃止・異動）等届出書」の提出をお願いいたします。（添付資料：履歴事項全部証明書（写）・定款等（写））

2. 既に市内に事務所等があり、新たに市内に別の事務所等を設けたとき

「異動届出書」の提出をお願いいたします。

「異動届出書」には履歴事項全部証明書（写）を添付してください。

ただし、登記事項に変更がない場合（登記していない事務所等を設置した場合など）は、添付の必要はありません。

3. 市内に事務所等がなく、今回新たに市内に事務所等を設置した場合

「法人等設立（廃止・異動）等届出書」の提出をお願いいたします。

（添付資料：履歴事項全部証明書（写）・定款等（写））

○個人の市・県民税の特別徴収の届出について

従業員の方に課税されている個人の市・県民税（住民税）を、特別徴収（給与からの差し引き）で納付する場合には手続きが必要になります。手続きについては、税務課市民税係までご連絡をお願いいたします。（Tel.0228-22-1121）

Q15 法人市民税の申告時期はいつになりますか

A15 次の表のとおり、申告と納付をしていただくことになります。

事業年度	区分	申告・納期限等
1年	予定申告 中間申告	<p>事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内。</p> <p>申告納付額は(1)または(2)の額。</p> <p>(1) 予定申告 均等割額と、前年事業年度の法人税割額を基に計算した法人税割額の合計</p> <p>(2) 中間申告 均等割額と、その事業年度開始の日以降6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税基準として計算した法人税額の合計</p>
	確定申告	<p>事業年度終了の日の翌日から2か月以内。</p> <p>申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額。当該事業年度についてすでに中間(予定)申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額。</p>

Q16 赤字となったのですが、法人市民税の申告は必要ですか

A16 赤字の場合は、法人税額は0円となり法人税割額はかかりませんが、均等割額は法人の区分や規模に応じて課税されることとなります。

赤字の場合でも申告と納付が必要となります。

Q17 中間申告と予定申告の違いを教えてください

A17 中間申告は、事業年度が6か月を超える法人が、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内にしなければならない申告をいいます。中間申告では、前期の実績額を基礎とする計算方法と、仮決算による計算方法の2種類があり、前期の実績額を基礎とする計算によって申告することを予定申告といいます。

予定申告の場合は、法人税において前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、6を掛けて10万円以下の場合には、その年度の申告は必要ありません。

ただし、仮決算による中間申告の場合は、10万円以下であっても申告が必要になります。

また、清算中の法人、会社更生手続開始後の株式会社の事業年度においても、中間申告は不要となります。

Q18 収益事業とは何ですか

A18 法人税法上、収益事業とは、法人税法施行令第5条に列記されている事業で、継続して事業所を設けて営まれるものをいいます。抜粋すると、次の34項目です。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 物品販売業 | 2. 不動産販売業 |
| 3. 金銭貸付業 | 4. 物品貸付業 |
| 5. 不動産貸付業 | 6. 製造業 |
| 7. 通信業 | 8. 運送業 |
| 9. 倉庫業 | 10. 請負業 |
| 11. 印刷業 | 12. 出版業 |
| 13. 写真業 | 14. 席貸業 |
| 15. 旅館業 | 16. 料理店業その他の飲食店業 |
| 17. 周旋業 | 18. 代理業 |
| 19. 仲立業 | 20. 問屋業 |
| 21. 鉱業 | 22. 土石採取業 |
| 23. 浴場業 | 24. 理容業 |
| 25. 美容業 | 26. 興行業 |
| 27. 遊技所業 | 28. 遊覧所業 |
| 29. 医療保健業 | 30. 技芸教授業 |
| 31. 駐車場業 | 32. 信用保証業 |
| 33. 無体財産権の提供等を行う事業 | 34. 労働者派遣業 |

Ⅲ 固定資産税に関するQ & A

Q19 固定資産の評価替えとは何ですか

A19 固定資産の価格（評価額）を3年ごとに見直す制度のことです。

固定資産税は、固定資産の適正な時価を課税標準額として課税します。本来であれば、毎年評価替えを行い、課税を行うことが望ましいのですが、膨大な量の土地、家屋について毎年度評価を見直すことは実務的に不可能であることから、土地と家屋については原則として3年ごとに評価を見直す制度がとられています。

なお、土地の価格については、地価の下落があり3年間評価を据え置くことが適当でないときは、簡易な方法により価格を修正することができることになっています。

Q20 年度の途中で資産を売買したとき固定資産税は

A20 固定資産税は、毎年1月1日現在に固定資産課税台帳に所有者として登録されている方に対して、その年の4月から始まる年度分として課税する税金です。1月1日現在に所有者として固定資産課税台帳に登録されている方は、年の途中で土地や建物を売却しても、その年度の税金全額の納税義務を負います。

Q21 住宅を取り壊したり新築したとき固定資産税は

- A21 固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋の状況で課税されます。1月1日以後に住宅を取り壊したとき、その年の税額が減額されることはありません。同じように1月1日以後に完成した住宅について、年度途中から課税されることもありません。
- また、住宅を取り壊した場合や増築した場合には、税務課職員が現状を確認させていただきますので、ご連絡をお願いいたします。取り壊した場合は「家屋滅失届出書」を提出してください。

Q22 共有資産を持分ごとに課税できないでしょうか

A22 共有資産に課税される固定資産税は、地方税法の規定により共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負うこととなります。

連帯納税義務とは、持分に対してのみ義務を負うものではなく、共有者全員で全額の納税義務を負うことで、共有資産を持分ごとに別々に課税することはできないことになっています。

なお、納税通知書が送付される代表者の変更をご希望される場合は、税務課に「固定資産共有代表変更届」を提出してください。

Q23 住所を変更したのですが連絡は必要ですか

A23 納税義務者や納税管理人の住所や氏名等に変更があった場合には、市役所の税務課までご連絡をお願いいたします。

ただし、登記簿の住所、氏名を変更した方や市内で転居または市から転出した方で市に届けられた方は自動的に変更いたします。

また、5月初めに納税義務者に納税通知書を発送していますが、転居したのに送り先が変わっていない場合や、納税通知書が届かない場合にもご連絡をお願いいたします。

IV 軽自動車税（種別割）に関するQ & A

Q24 昨年廃車（解体）したのに納付書が届いた

A24 次のケースが考えられますので、確認をお願いいたします。

1. 軽自動車の廃車を、リサイクル業者・解体業者等に依頼した場合には、依頼先の業者が軽自動車協会での廃車手続きを行っていない可能性があります。
今一度依頼先に廃車手続きの有無の確認をお願いいたします。
2. 原動機付自転車、トラクター等を廃車する場合は、市役所で廃車手続きを行う必要があります。廃車手続き後に廃車証明書が発行されますので、確認をお願いいたします。

【参考】廃車手続きについて

車両の種類	手続きを行う場所	持ち物
原動機付自転車	■栗原市内の場合 各総合支所 市民サービス課 ■栗原市外の場合 住所地の市役所又は町村役場	・ナンバープレート ・標識交付証明書 ・身分証明書
小型特殊自動車		
軽三輪	■宮城県内の場合 ・軽自動車検査協会宮城主管事務所 仙台市宮城野区中野四丁目1番地の38 TEL:050-3816-1830 ・栗原地区自動車協会 栗原市築館源光10番6号 TEL:0228-22-2488 ・若柳地区自動車協会 栗原市若柳字川南上堤300番地 TEL:0228-32-5411 ■宮城県外の場合 住所地の軽自動車協会又は自動車協会	・ナンバープレート ・軽自動車検査証 ※車両の状況等により、必要書類が異なります。
軽四輪		
軽二輪 (250cc以下)	■宮城県内の場合 東北運輸局宮城運輸支局 仙台市宮城野区扇町三丁目3番15号 TEL:050-5540-2011 ■宮城県外の場合 住所地の運輸支局	
二輪小型自動車 (251cc以上)		

申請の内容により必要書類等が異なる場合がありますので、あらかじめ電話等でご確認ください。

Q25 使っていない車の納付書が届いた

A25 軽自動車税（種別割）は、車両を所有していることで課税されます。使用不能の車両を保管している場合であっても、所有している限り課税されます。

今後使用する見込みのない車両は、解体や譲渡を行い、速やかに廃車手続きをしてください。手続きがされないと、税金は毎年課税されます。

Q26 栗原市に転入したのに前の市町村から納付書が届いた

A26 軽自動車税は定置場（車両を置いている場所）の市町村が課税することになって
います。住民票の異動だけでは定置場の変更にならないため、別に手続きが必要に
なります。手続きについては次の表をご参照ください。

【参考】手続きについて

車両の種類	手続きを行う場所
原動機付自転車 (排気量 125cc 以下)	■栗原市内の場合 各総合支所 市民サービス課
小型特殊自動車 (農耕作業用車両など)	■栗原市外の場合 住所地の市役所又は町村役場
軽三輪	■宮城県内の場合 ・軽自動車検査協会宮城主管事務所 仙台市宮城野区中野四丁目 1 番地の 38 TEL:050-3816-1830 ・栗原地区自動車協会 栗原市築館源光 10 番 6 号 TEL:0228-22-2488 ・若柳地区自動車協会 栗原市若柳字川南上堤 300 番地 TEL:0228-32-5411
軽四輪	■宮城県外の場合 住所地の軽自動車協会又は自動車協会
軽二輪 (排気量 250cc 以下)	■宮城県内の場合 東北運輸局宮城運輸支局 仙台市宮城野区扇町三丁目 3 番 15 号 TEL:050-5540-2011
二輪小型自動車 (排気量 251cc 以上)	■宮城県外の場合 住所地の運輸支局

Q27 身体障害者手帳を持っているが、軽自動車税の減免は

A27 身体障害者手帳をお持ちの方が所有している軽自動車の税金は、その方の障害の等級により減免を受けられる場合があります。また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、18歳未満で身体障害者手帳をお持ちの方と生計を一にする方が所有している軽自動車税についても、減免を受けられる場合があります。

減免を受けるためには、軽自動車税の納期限までに減免申請が必要となりますので、毎年度申請期間内に手続きしていただく必要があります。減免申請は、税務課市民税係または各総合支所市民サービス課で受付しています。

なお、減免を受けられるのは、1人につき普通自動車（県税）または軽自動車（市税）のいずれか1台のみとなります。

1. 身体障害者及び戦傷病者の範囲

障害の区分	身体障害の級別						戦傷病者 重度障害及び障害の程度											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	項 症						款 症					
							特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3		
視覚障害	○	○	○	○			○	○	○	○	○							
聴覚障害		○	○				○	○	○	○	○							
平衡機能障害			○				○	○	○	○	○							
音声・言語機能障害			○				○	○	○									
上肢不自由	○	○					○	○	○	○								
下肢不自由	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
体幹不自由	○	○	○		△		○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○注1															
	移動機能	○	○	○注2	△	△												
心臓機能障害	○		○				○	○	○	○								
腎臓機能障害	○		○				○	○	○	○								
呼吸器機能障害	○		○				○	○	○	○								
ぼうこう又は直腸機能障害	○		○				○	○	○	○								
小腸機能障害	○		○				○	○	○	○								
免疫機能障害	○	○	○															
肝機能障害	○	○	○															

【表の見方】

- : 本人が運転する場合でも、生計同一者又は常時介護者が運転する場合でも該当する。
- △ : 本人が運転する場合のみ該当し、生計同一者又は常時介護者が運転する場合は該当しない。
- 注1 : 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。
- 注2 : 一下肢のみに運動機能障害がある場合は、本人が運転する場合のみに該当する。

2. 知的障害者の範囲

療育手帳の交付を受けている方のうち、判定が「A」の方

3. 精神障害者の範囲

精神障害者福祉手帳（通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。）の交付を受けている方のうち、障害の等級が「1級」の方

Q28 年度途中で軽自動車を登録、廃車等をしたときの税金は

A28 軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者等に年額で課税されます。

4月2日以降に取得し、登録したものについては、その年度は課税されません。

しかし、4月2日以降の廃車・名義変更については、その年度の軽自動車税は課税されますので、その全額を納付していただくことになります。

Q29 軽自動車の税金が高くなったのはなぜ

A29 平成 26 年度及び平成 27 年度の地方税制改正により、平成 28 年度以降の軽自動車税の税率が改正されました。

原動機付自転車及び二輪車等

種別		税率(年額)	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車の二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車(農耕用)		1,600円	2,400円
小型特殊自動車(その他)		4,700円	5,900円

なお、軽自動車の三輪及び四輪以上のものについては、新車新規登録(車検証の『初度検査年月』)を受けた日によって、税率が異なります。

新車新規登録が平成 27 年 3 月 31 日以前のもは税率改正前の金額となり、平成 27 年 4 月 1 日以後のもは税率改正後の金額となります。

軽自動車の三輪および四輪以上のもの

種別			税率(年額)		
			改正前	改正後	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円

Q30 古い軽自動車の税金が高くなるってどういうこと

A30 平成26年度の地方税制改正により、グリーン化を進める観点から、平成28年度以降軽自動車の三輪及び四輪以上のもので、新車新規登録（車検証の『初度検査年月』）から13年を経過した車両に対し、軽自動車税の重課税率が適用されます。

軽自動車の三輪及び四輪以上の重課税率

種別				重課税率
軽自動車	三輪			4,600円
	四輪以上のもの	乗用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
		貨物用	営業用	4,500円
			自家用	6,000円

軽自動車税の重課税率対象年度早見表

初度検査年月	重課税率対象年度	備考
～平成14年	平成28年度～	平成15年10月13日以前に登録された車両には、自動車検査証の初度検査年月に年単位でのみ記載されています。 そのため、自動車検査証に、年単位でのみ記載されている車両については、初度検査を受けた年の12月とみなして課税されます。
平成15年～平成16年3月	平成29年度～	
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～	
平成17年4月～平成18年3月	令和元年度～	
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度～	
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度～	
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度～	
⋮	⋮	
令和2年4月～令和3年3月	令和16年度～	
令和3年4月～令和4年3月	令和17年度～	
令和4年4月～令和5年3月	令和18年度～	
⋮	⋮	

Q31 車を買ったが、グリーン化特例（軽課税率）は適用されるか

A31 令和3年度税制改正により適用条件が変更になりました。

適用期間中（令和3年4月1日～令和5年3月31日）に燃費基準を達成している軽自動車について、**新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分に特例措置が適用されます。**

初めて新規登録した年月及び燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」及び「備考」で確認することができます。

令和4年度に軽課税率であった車両は、令和5年度から標準税率が適用されます。

改正後 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課税率）税額表

車種	標準税率	グリーン化(軽課税率)			
		75%軽減 注1	50%軽減 注2	25%軽減 注3	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	10,800円	2,700円	-	-
四輪貨物	営業用	3,800円	1,000円	-	-
	自家用	5,000円	1,300円	-	-

注1 電気軽自動車・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物排出量低減達成又は平成30年排出ガス規制に適合）

注2 （営業用軽自動車で乗用）揮発油（ガソリン）を内部機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車のうち、令和12年度燃費基準+90%以上達成車かつ令和2年度基準達成車。

注3 （営業用軽自動車で乗用）揮発油（ガソリン）を内部機関の燃料かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車のうち、令和12年度年譜基準+70%以上達成車かつ令和2年度基準達成車。

V 国民健康保険税に関するQ & A

Q32 国民健康保険は必ず入らないといけないのですか

A32 日本では、国民皆保険制度がとられているため、栗原市内に住んでいる方は、職場などの健康保険に加入している方とその被扶養者、および生活保護を受けている方などを除いて、すべて栗原市の国民健康保険に加入しなければなりません。加入手続は、健康保険の資格喪失日や転入日など加入資格が発生した日から 14 日以内です。

■国保に加入するとき（適用開始）

こんなとき	必要なもの
栗原市に転入したとき (前住所で国保加入のかた)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出証明書 ・ 本人確認書類またはマイナンバーカード
外国籍のかたで住民基本台帳法の対象となったとき (3 か月を超える在留資格を取得したとき)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人登録証明書 ・ 本人確認書類
職場の健康保険などをやめたとき、または扶養から抜けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格喪失連絡票、離職票、退職証明書など喪失年月日のわかるもの ・ 本人確認書類またはマイナンバーカード
子どもが生まれたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子手帳 ・ 出産証明書 ・ 本人確認書類またはマイナンバーカード
生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護廃止通知書 ・ 本人確認書類またはマイナンバーカード

※ 本人確認書類は、運転免許証など写真および氏名、生年月日のある官公署発行のものをお持ちください。

Q33 税額が以前よりも高くなったのはなぜですか

A33 今年度の国民健康保険税は、昨年度と同じ税率です。代表的なものとして次の内容が考えられますが、他にも様々な要因が考えられますので詳しく知りたい方は税務課市民税係へお問い合わせください。

1. 所得に変動があった。(前年の所得を基に算出するため)
2. 国民健康保険加入者に変動があった。
3. 国民健康保険加入者に申告をしていない人がいる。
(世帯の合計所得額に応じて税の軽減措置が受けられるが、未申告者がいる場合は軽減が受けられない)
4. 加入者の中に 40 歳を迎えた方がいる。
(40 歳から 64 歳の方は介護納付金分が国保税に加算されるため)

Q34 国民健康保険税はどのように計算されますか

A34 国民健康保険税は毎年7月に決まり、納税通知書により税額や計算の内訳をお知らせしています。

計算方法は、前年の所得額に応じた所得割、被保者数（加入者数）に応じた均等割、世帯ごとに定額で計算する平等割を、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの項目ごとに計算し、それらを合計して総額が決まります。

あなたの世帯の 1年間の国保税額		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割額	令和3年中の 総所得金額等 - 43万円 ×	6.25%	2.15%	2.20%
均等割額	加入者の人数 ×	21,600円	7,000円	8,600円
平等割額	1世帯につき	15,000円	5,800円	5,100円

※ 総所得金額等とは、令和4年度市・県民税の総合課税分と分離課税分の所得金額（退職所得は除く）を合算した額となります。

※ 「後期高齢者支援金分」とは、後期高齢者医療制度を支えるため、現役世代の各医療保険から拠出する支援金です。

※ 「介護納付金分」とは、介護保険制度を支えるため、介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象に各医療保険者が徴収するものです。

※ 国民健康保険税には、それぞれ限度額が設けられており、医療給付費分が650,000円、後期高齢者支援金分が200,000円、介護納付金分が170,000円となっています。

なお、限度額を超えた税額については切り捨てられます。

Q35 国民健康保険に加入していないのに納付書が届いた

A35 世帯の中で、国民健康保険に加入されている方はいませんか？

世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中で国民健康保険に加入している方がいる場合、世帯主あてに納付書が届きます。

この場合の納税義務者である世帯主を擬制世帯主といいます。

国民健康保険税の納税義務者は地方税法により世帯主となっています。

Q36 会社都合で離職した場合、税の軽減を受けられますか

(非自発的失業などによる国民健康保険税軽減)

A36 平成 22 年度から、解雇、倒産、契約更新拒否などにより離職した方の国民健康保険税を申請により軽減する制度が始まりました。

【計算方法】

国民健康保険税の算定基礎となる前年所得のうち、給与所得を 30/100 として計算します。

また、高額療養費等の所得区分についても給与所得を 30/100 として判定します。

【対象者の条件】

1～3のすべてを満たす方が対象となります。

1. 離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降
2. 離職日の時点で 64 歳以下
3. 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれか
(雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」)

※ 以下の方は対象となりません。

- ・ 定年退職や自己都合（正当な理由のない）により離職された方
- ・ 離職日の時点で 65 歳以上の方
- ・ 雇用保険受給資格者証の右上に、特、高の表示のある方

【軽減が適用される期間】

離職日翌日の月からその翌年度末までです。(最大 2 年間)

Q37 社会保険に加入したのに国民健康保険税の納付書が届いた

A37 国民健康保険に加入されていた方が、新たに社会保険に加入される場合、社会保険への加入手続きは事業所で行いますが、国民健康保険の脱退については、市役所の健康推進課または各総合支所市民サービス課で手続きをしていただく必要があります。

必要な書類

- ・職場の健康保険証（扶養されている方も含めて全員分の健康保険証）
- ・国民健康保険証（やめる方全員分）

※ 同一世帯以外のかた（代理人）が届出をする場合は、委任状と代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）が必要になります。

Q38 年金を受給しているのですが、納付方法が変わるのですか

A38 年金からのお支払い（特別徴収）は、原則として下記のすべての項目に当てはまる世帯が対象となります。

1. 世帯主を含め国民健康保険に加入の方全員が 65 歳から 74 歳であること
2. 世帯主の年金受給額（※）が年額 18 万円以上であること
3. 国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超えない場合

※ 対象となる年金は、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金となります。複数の年金を受給している場合、介護保険料を特別徴収されている公的年金のみが対象となります。

なお、特別徴収の対象となった方は、原則、納付書によるお支払いをすることができませんが、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出していただくことにより、口座振替でのお支払が可能ですので、税務課または各総合支所市民サービス課にて手続きしてください。

必要な書類

- これまで利用していた登録口座から引き続き口座振替を行う場合
→ 口座振替依頼書の「お客様控え」または登録口座の通帳の写し
- 新たに口座振替の申し込みを行う場合
→ お取引金融機関にある備え付けの口座振替依頼書により口座振替申請後、「お客様控え」の写し

VI 納税に関するQ & A

Q39 市税はどこで納付できますか

A39 市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、市役所の税務課または各総合支所市民サービス課で納付することができます。

なお、納期限後にコンビニエンスストア、スマートフォンアプリで納付することはできません。

【納付場所】

1. 金融機関

- (株)七十七銀行 ○(株)仙台銀行 ○新みやぎ農業協同組合 ○仙北信用組合
- 東北労働金庫 ○一関信用金庫 ○(株)岩手銀行一関支店
- 東北6県内のゆうちょ銀行及び郵便局

※ ゆうちょ銀行及び郵便局では、延滞金等のお取扱いはできません

2. コンビニエンスストア（全国の店舗でお取扱いです。）

- セブン-イレブン ○ファミリーマート ○ミニストップ ○ローソン
- デイリーヤマザキ ○ヤマザキデイリーストアー ○ニューヤマザキデイリーストア
- ヤマザキスペシャルパートナーショップ ○コミュニティ・ストア
- ポプラ ○生活彩家 ○くらしハウス
- スリーエイト ○セイコーマート ○ハマナスクラブ
- OMMK設置店

3. スマートフォンアプリ

- Pay B ○楽天銀行コンビニ支払サービス
- au PAY（請求書支払い） ○LINE Pay 請求書支払い
- Pay Pay 請求書払い ○銀行Pay（ゆうちょPay）

4. コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでお取扱できないもの。

- (1) 金額を訂正したもの。
- (2) バーコード印字がないものやバーコードが読めないなど受付できないもの。
- (3) 金額が30万円を超えるもの。

5. 栗原市役所（市外局番 0228）

- 総務部 税務課 収納係 Tel22-1121
- 各総合支所市民サービス課
 - 築館 Tel22-1111 若柳 Tel32-2121 栗駒 Tel45-2111 高清水 Tel58-2111
 - 一迫 Tel52-2111 瀬峰 Tel38-2111 鶯沢 Tel55-2111 金成 Tel42-1111
 - 志波姫 Tel25-3111 花山 Tel56-2111

Q40 納付書をなくしたが、どうすればいいですか

A40 市役所の税務課（Tel0228-22-1121）または各総合支所市民サービス課まで電話連絡いただければ、納付書を再発行し郵送いたします。

また、市役所税務課または各総合支所市民サービス課にご来庁いただければ、窓口で納付いただくこともできます。

Q41 納期限を過ぎても納付できますか

A41 金融機関、市役所税務課及び各総合支所市民サービス課で納付することができますが、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリでは納付できません。

なお、納期限を過ぎてからの納付は、督促手数料や延滞金がかかる場合がありますので、納期限内に納付してください。

Q42 市税の口座振替について知りたい

A42 金融機関に預貯金口座のある方は、その預貯金口座から自動的に振替納税できます。

納税を忘れて延滞金のかかる心配がないうえ、納税のため金融機関などの窓口までお出掛けになる手間も省け、大変便利です。

【口座振替できる税金】

○市・県民税 ○固定資産税 ○軽自動車税 ○国民健康保険税

【口座振替できる金融機関】

○(株)七十七銀行 ○(株)仙台銀行 ○新みやぎ農業協同組合
○仙北信用組合 ○東北労働金庫 ○一関信用金庫 ○ゆうちょ銀行

【口座振替の申し込み】

市内の金融機関、市役所税務課または各総合支所市民サービス課窓口に応し込み用紙を備え付けてあります。

申込用紙に、必要事項を記入し届出印をご持参のうえ、預貯金口座のある金融機関へお申し込みください。

(市役所及び総合支所の窓口では受付できません)

【固定資産税をお申し込みする際の注意】

固定資産税をお申し込みの際、納税管理人を指定している場合でも、必ず所有者のお名前を記入してください。

(例) 「□□様 △△様分」と記載されている納付書をお持ちの場合、必ず「△△様分」の名前を納入義務者欄に記入してください。

Q43 市税を納期限内に納められなかった場合どうなりますか

A43 定められた納期限までに納税しないことを『滞納』といいます。

滞納となると、まず督促状により納税を促すこととなります。たとえ、滞納が不注意によるものであっても同じです。

また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに督促手数料や延滞金を併せて納めていただくこととなりますので、必ず納期限までに納付してください。

市税を滞納したままの場合、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、やむを得ず、滞納している方の財産（不動産・給料・預貯金など）を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行うこととなります。